

平成29年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1)使用料 新設なし

(2)手数料

名 称	摘 要
非識別加工情報の利用に係る手数料	鳥取県個人情報保護条例において、実施機関(知事、各種委員会、警察本部長、病院事業の管理者、県設立地方独立行政法人)が保有する個人情報を加工して特定の個人を識別できないようにした「非識別加工情報」を民間事業者に提供する仕組みに関する規定を新たに設けることに伴い、当該情報を利用するための手数料を徴収する。 (1)非識別加工情報の利用に関する契約を締結できる等の通知を受けた者 19,000円に以下の合計額を加算した額 ア 私人に対して意見書の提出の機会を与える場合 私人1人につき200円 イ 非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,600円 ウ 非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額 (2)作成された非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を行った者で、非識別加工情報の利用に関する契約を締結できる等の通知を受けた者 ア (2)イ以外の者 (1)と同一の額 イ 非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 11,400円
建築物エネルギー消費性能に係る認定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、新たに手数料を徴収する。 ○エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料 ・非住宅部分(工場等以外):床面積に応じ214,000~820,000円ほか ・非住宅部分(工場等):床面積に応じ21,000円~216,000円ほか ○低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料 ・非住宅部分:82,000円~413,000円
自動車運転試験手数料(※)	道路交通法の一部改正により、自動車の種類として準中型自動車が設けられたこと、及び高齢者に対する講習が見直されたことに伴い、これらの運転免許に関する事務について、新たに手数料を徴収する。 ・準中型自動車免許運転免許試験手数料 1,600~7,050円 ほか ・臨時高齢者講習手数料 2,400円又は5,650円

2 その他の改正(主なもの)

(1)使用料 改正なし

(2)手数料

名 称	摘 要
技能検定試験手数料	国において若者の技能検定受験料減免措置に対する支援制度が創設されることに伴い、県告示で定める各種実技試験(2級及び3級)に係る検定試験手数料の引下げを行う。(平成29年10月1日施行予定) ・一般の受検者のうち35歳未満の者:1件につき14,900円 → 5,900円 ほか ・在校生等の受検者:5,000円 → 2,900円 ほか
自動車運転試験手数料(※)	道路交通法施行令の一部改正により、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を改定する。 ・大型及び中型自動車免許運転免許試験手数料 1,600円~7,400円 → 1,600~7,050円 ほか ・高齢者講習に係る手数料(70歳以上75歳未満の者に対するもの) 2,250円又は5,600円 → 2,000円又は4,650円 ほか

3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設のもの	2,941 千円
単価改定によるもの	△ 1,440 千円
合 計	1,501 千円

(※)平成28年11月議会において既に改正し、平成29年3月12日適用のもの